

2009年9月

## アメリカ就労ビザセミナー開催

### — 法人向けセミナー —

アメリカで米国移民法専門弁護士として活躍するデビッド・シンデル弁護士、デビッド・ナクマン弁護士による法人向けのアメリカ就労ビザセミナーを開催いたします。

2001年の同時多発テロ事件以降、移民法に関わるアメリカ政府の対応が年々厳しくなっている昨今、米国移民局や在東京米国大使館、在大阪・神戸米国領事館における就労ビザ申請に対する審査が大変厳しくなっております。更に国土安全保障省や労働省をはじめとする各アメリカ政府機関による在米企業また外国人を中心とした従業員への調査、監査、強制捜査は年々増加し、米国移民法関連の企業コンプライアンスに対するアメリカ政府の厳しい対応が伺えます。対象となる企業規模は大小様々で日系企業への調査や監査の報告もあります。

このような状況を踏まえ、今回のセミナーでは、主にアメリカ就労ビザ申請における注意点について最近の事例や政府の審査状況を踏まえて解説いたします。更に米国移民法に関連した企業コンプライアンスに関して、政府による取り締まりはどのような現状か、また企業はどのように企業コンプライアンスを実施していくべきか等、解説いたします。

更に今回、アメリカ就労ビザセミナー開催日の翌日、特別セミナーとして、アメリカでレストランビジネスを志す方を対象としたアメリカにおけるレストラン起業セミナーを実施いたします。アメリカでの会社設立、従業員ビザの問題、リカーライセンス取得、不動産問題への対応、各種政府への手続きなど、レストラン起業及び経営に関連した内容について解説いたします。

尚、両セミナーとも日本語による実施で、セミナー終了後はビザに関する質疑応答、個別相談も行います（日本語可）。

## アメリカ就労ビザセミナー

主催： シンデル法律事務所、ナクマン&アソシエイツ法律事務所

日時： 2009年9月30日（水） 2PM～5PM （4PM～5PMは質疑応答）

場所： ANA インターコンチネンタルホテル東京

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-12-33 ルミナスの間 Tel. (03)-3505-1111

スピーカー： デビッド・シンデル弁護士、デビッド・ナクマン弁護士

トピック：

- L-1(企業内転勤ビザ)：

- ・ L-1 ビザとは
- ・ アメリカ移民局における最近の審査状況
- ・ L-1 ビザにおける専門職とはどのような定義か
- ・ 増え続ける質問状発行等、厳しい政府の審査に対して今後どのように対応すべきか

- E-1/E-2(貿易駐在員・投資駐在員ビザ)：

- ・ E-1/E-2 ビザとは
- ・ 在東京米国大使館、在大阪・神戸米国領事館での審査状況
- ・ 申請における問題点、解決策、難しいケースに対する対応策とは

- J-1(交流訪問者)やH-3(研修)：

- ・ アメリカにおけるトレーニングビザ取得の条件、注意点とは

- アメリカにおける企業コンプライアンス：

- ・ 移民局関税執行局（ICE）など米国政府による監査、強制捜査の現状
- ・ 企業の行うべき移民法関連コンプライアンスとは
- ・ 企業の人事管理及び従業員の新規採用時の管理について(I-9 プログラム)
- ・ 政府の推奨する人事管理システムとは（E-Verify プログラム、IMAGE プログラム）

費用： 無料

緊急連絡先： 090-6022-8231

（デビッド・シンデル弁護士の携帯番号で、日本入りする9月22日以降通話可(日本語可)）

申し込み先： [tkyseminar@sindelllaw.com](mailto:tkyseminar@sindelllaw.com)

又は 090-6022-8231（9月22日以降）

定員： 40名（定員になり次第締め切る）

参加申し込み御希望の方は Email にて氏名、会社名、電話番号、参加人数を記載の上、申し込み下さい（日本語可）。もしくは9月22日以降は電話での申し込みも受け付けます。

## アメリカにおけるレストラン起業セミナー

主催： シンデル法律事務所、ナクマン&アソシエイツ法律事務所

日時： 2009 年 10 月 1 日（木） 2PM～4PM

場所： 未定（東京都港区内）

スピーカー： デビッド・シンデル弁護士、デビッド・ナクマン弁護士

トピック：

- アメリカでのレストラン事情
- アメリカでの会社設立
- 従業員はどのような就労ビザの取得が可能か
- リカーライセンスはどのように取得すべきか
- アメリカでの不動産問題事情
- 各種政府への手続き（衛生局、消防局等）はどのようなものがあるか

費用： 無料

緊急連絡先： 090-6022-8231

（デビッド・シンデル弁護士の携帯番号で、日本入りする 9 月 22 日以降通話可（日本語可））

申し込み先： [tkyseminar@sindelllaw.com](mailto:tkyseminar@sindelllaw.com)

又は 090-6022-8231（9 月 22 日以降）

定員： 15 名（定員になり次第締め切る）

参加申し込み御希望の方は Email にて氏名、会社名、電話番号、参加人数を記載の上、申し込み下さい（日本語可）。もしくは 9 月 22 日以降は電話での申し込みも受け付けます。

\* 尚、現在セミナー開催場所は未定ですが、東京都港区内での開催を予定しております。随時申し込みは承ります。またセミナーは午後 2 時からで予定しておりますが、参加申し込みいただき次第、デビッド・シンデル弁護士より詳しい開催場所、開催時間について追って連絡させていただきます。